

店頭暗号資産証拠金取引約款

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本約款において「営業日」とは、店頭暗号資産証拠金取引を行うことができる当社が定めた日をいいます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 本約款において「損益評価額」とは、未決済建玉に係る評価損益の額からロールオーバーによって発生する第9項で定める<u>ファンディングレート</u>を加減算した額をいいます。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 本約款において「<u>ファンディングレート</u>」とは、営業日を跨いで建玉を保有した場合に発生する<u>管理費調整額</u>をいいます。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(暗号資産レート及び<u>ファンディングレート</u>)</p> <p>第9条 当社は、カバー取引先の提示する暗号資産レート及び<u>ファンディングレート</u>に基づいて、当社の判断によって一定の額を加減した暗号資産レート及び<u>ファンディングレート</u>をお客様に提示いたします。但し、カバー取引先における暗号資産レートの提示が一時的に停止した場合には、当該停止期間中に限り、市場における取引価格等を参照して当社が独自に算出した暗号資産レートを提示することがあります。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本約款において「営業日」とは、店頭暗号資産証拠金取引を行うことができる当社が定めた日をいいます。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 本約款において「損益評価額」とは、未決済建玉に係る評価損益の額からロールオーバーによって発生する第9項で定めるレバレッジ手数料を加減算した額をいいます。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 本約款において「<u>レバレッジ手数料</u>」とは、営業日を跨いで建玉を保有した場合に発生する手数料をいいます。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(暗号資産レート及び<u>レバレッジ手数料</u>)</p> <p>第9条 当社は、カバー取引先の提示する暗号資産レート及び<u>レバレッジ手数料</u>に基づいて、当社の判断によって一定の額を加減した暗号資産レート及び<u>レバレッジ手数料</u>をお客様に提示いたします。但し、カバー取引先における暗号資産レートの提示が一時的に停止した場合には、当該停止期間中に限り、市場における取引価格等を参照して当社が独自に算出した暗号資産レートを提示することがあります。</p>

2～3 (略)

第 10 条～第 11 条 (略)

(預託金残高)

第 12 条 預託金残高は、次に掲げる各号の額の合計額とします。

①～② (略)

③ 反対売買時に受け払いされるファンディングレートの額

④ (略)

2～5 (略)

第 13 条～第 37 条 (略)

(2024 年 1 月施行)

2～3 (略)

第 10 条～第 11 条 (略)

(預託金残高)

第 12 条 預託金残高は、次に掲げる各号の額の合計額とします。

①～② (略)

③ 反対売買時に受払いされるレバレッジ手数料の額

④ (略)

2～5 (略)

第 13 条～第 37 条 (略)

(2023 年 9 月施行)